

第2回大田原市下水道使用料等審議会 会議録

日 時：令和6年7月23日（火）午前9時20分～午前10時50分

場 所：大田原市役所3階会議室

出席者：

委員（11名）

高瀬委員、滝田委員、鵜巢委員、平久江委員、郡司委員、増田委員、福島委員、
佐々木委員、齋藤委員、藤沼委員、山木委員

事務局（5名）

五月女局長、土屋下水道管理係長、佐川下水道工務係長、花塚下水道維持係長、
江連主査

事務局（局長）	皆さんおはようございます。まだ定刻前ではございますけれども、皆さん、お揃いですので始めさせていただきます。 本日は、お暑い中、またお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ただいまから第2回大田原市下水道使用料等審議会を開会いたします。お手元の会議次第に沿って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の出席委員は11名で定足数に達しておりますので、審議会は成立いたします。ご報告させていただきます。続きまして会議次第の2、会長挨拶鵜巢会長よろしくお願いいたします。
鵜巢議長	皆さんおはようございます。早朝からのお出かけご苦労様です。また連日猛暑続きで体調管理十分注意をしていただきたいと思います。本日第2回の審議会です。 今回は、下水道事業の経営についてと問題点として一般会計に依存している経営であるということで、説明をいただきました。 今日は引き続きですね、問題点二つほど挙げられておりますので、そういったものについて説明をしていただき、さらにそれらの説明を受けて下水道使用料として適切な金額はどの程度になるかについて議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局（局長）	ありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては審議会条例第6条第2項の規定によりまして鵜巢会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

鵜巢議長	それでは議事に入ります前に事務局から発言を求められておりますので事務局から説明をお願いいたします。
事務局（局長）	改めまして、前回の第1回審議会では皆様大変お世話になり、ありがとうございました。会議の議事録でございますが、印刷して配布させていただきました。前回お知らせしました通り、皆様の発言の際は氏名を伏せて公表しておりますので今後も忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。 なお、本市のホームページに審議会の内容は随時掲載してまいりますので、ご確認をお願いしたいと存じます。以上でございます。よろしく申し上げます。
鵜巢議長	それではこれから議事に入ります。会議次第の段落ごとに区切りまして質疑の時間を取っていきたいと思っております。議事の1問題点②施設の老朽化についておよび議事の2問題点③国庫補助金の交付要件については関連をしておりますので一括で説明をお願いいたします。
事務局（管理係長）	議事に入る前に、簡単に前回のおさらいをさせていただきます。 資料は2ページでございます。当審議会に諮問事項がございました。これに対する答申をまとめるという作業が最終目的になります。諮問事項は大きく3点に分けられまして、前回は、下水道事業の概要の他、②の一般会計に依存する経営について説明をさせていただきました。内容は、使用料で賄うべき費用について使用料では足りないということで、一般会計から約1億円を補填してもらって経営をしている状況です。さらにこの資本的収支において建設改良費などの支出も入れますと、さらに一般会計から余計にお金をもらっているというような状況になっており、一般会計で他に使えるはずのお金下水道に流れてきてしまっているという説明をさせていただきました。これが前回のおさらいであります。 本日はさらに、問題点をあと二つ説明したいと思います。資料は3ページになります。施設の老朽化対策、人口減少などについてという問題になります。施設の老朽化対策は下水道事業だけではなくて市全体の大きな問題になってございます。施設の老朽化が今後急速に進むため、更新費用が増加し、一方で人口減少の影響で、使用料収入が減少していくという問題であります。 国は、このような問題を、ヒト・モノ・カネというくりにしまして、重要な課題でありますよということで取り組みを推奨しております。今後、本市下水道事業もこの更新費用の捻出と人口減少が大きな問題となります。 では、更新費用が今後どのぐらいかかるのかということで資料を作らせていただきました。資料4ページでございます。今後の更新費用の見込みですが、このグラフの紫色の折れ線グラフ、これは下水道事業が整備を開始しま

	して、今までやってきました污水管の整備状況です。雨水管も10キロぐらいいあります。昭和54年から始まりまして、令和元年度までで286キロ(補足：公共下水道事業のみの延長です。農業集落排水事業などを入れますと総延長は360kmほどになります。)の污水管が地面に埋まっております。この縦の棒グラフになりますが、これがその年に整備した延長になります。ピークの平成11年度は、1年間の整備延長で15キロほどの整備をやってございます。それが積み重なって、今300キロぐら이의污水管が地面に埋まっている状況でございます。この污水管ですが法定耐用年数は50年なので、もっとも古い昭和54年に埋設したものが、令和12年には耐用年数を迎えますので、それから随時、更新が急増してきます。 このような老朽化の問題、更新費用の問題が、大きな課題となりますので、国の方がストックマネジメント計画というものを推奨し、全国の下水道事業は、この計画を策定しております。 ストックマネジメント計画は、耐用年数ごとに更新をしていくと、ピーク時に莫大な費用が発生してしまいますので、一定した費用で更新する平準化の実施や、点検診断を経て優先順位をつけて更新していくという計画ですが、そうした計画通り、一つ一つ更新いくとすれば、そのピークを迎える令和12年度以降になると、4億円の更新費用が発生するという試算が出ており、人口減少が想定される中で、これは本当に重要な問題でございます。 資料の5ページが大田原市のストックマネジメント計画になりますが、污水管に加えて、黒羽の水処理センターやマンホールポンプ、雨水管などの資産がありますので、これらを事前に点検・診断をして、その結果を受けて優先順位をつけながら施設の改築を進めるという計画でございます。令和3年度から令和5年度にかけて計画を策定しまして、今年度から点検診断を実施し、重要路線の污水管の点検をしまして、ここは優先的に更新しようとか、ここは後に回しても大丈夫、などを令和10年度までに検討し、令和11年度から随時更新していこうというような計画を策定しております。 続きまして資料6ページでございます。こちら大きな問題である人口減少でございます。人口減少問題も下水道事業だけではございません。大田原市は、平成17年10月大田原市、黒羽町、湯津上村で合併をしましたが、平成18年度末人口が7万4,928人でしたが、新聞報道にもありましたように7万人を切りました。令和6年4月1日現在で6万9,953人。合併時と比べると5,000人も減っています。国の研究機関が出している推計によりますと、今から20年後には5万3,000人になる見込みです。この推計は、自然に消滅していくのがこのくらいになるというもので、5万3,942人という推計が出ております。大田原市の人口ビジョンでは、色々な将来展望なんかを加味しておりますので、この推計よりも減少幅が小さい
--	---

	ものとなります。下水道、水道は使用者ありきの事業ですから、使用者が減少すれば、それだけ1人の負担が増えていくことになりますので重要な問題であります。 下水道事業だけで見ますと、旧大田原市街地のところがほぼ8割を占める計画区域、処理区域になっておりますので、市内では人口減少のスピードが緩やかな地域になりますので、急激に人口減少の影響を受けるというような想定はしておりません。ただ、収入減少というのは間違いなく起こる問題になります。なお、人口は減少しておりますが、新しい家やアパートが建ったりしており、単身世帯数が増加している傾向にございますので、基本料金の設定の方法によって、この収入減少を一時的に抑えることが可能にはなります。しかしながら、ポディーブローのように効いてきまして、10年後20年後になってしまいますと、収入減少は大きな金額で表面に出てくると思います。 資料7ページ、もう一つの問題になりますが、国庫補助金の交付要件が変わりますという内容でございます。国から全国の下水道事業に経営改善をなささいという通達が来ております。通達の内容は、少なくとも5年に1回の頻度で審議会を開催して、経費回収率向上のために改善計画を立てて、取り組みの実施時期を決定し、経営戦略という計画書に載せて、公表・実施なささい、それをしなければ補助金の交付対象外になりますよというものです。今、全国的に多くの市町村で審議会を開いているのは、この通達の影響かと思われます。本市も毎年億単位で国庫補助を受けており、支援を止めるわけにはいきませんので、通達に沿って取り組みを行っていく必要があります、今後は5年毎に審議会を開催し経営状況を開示して適正な使用料について議論していく考えでございます。 簡単でございますが、残る問題点2点の説明を終わらせていただきます。
鶴巣議長	ありがとうございました。説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いをいたします。
委員	下水道管の点検をする場合、道路を掘って点検するのですか。
事務局（維持係長）	点検というのは下水道にはマンホールというものがあまして直径60センチぐらいの鉄の蓋が道路上に所々あると思いますが、マンホールの中にテレビカメラを入れまして、それで調査をいたします。
鶴巣議長	他ございますか。特になければ、また最後の方にまとめて質疑を受け付けますので、続きまして議事の3、下水道使用料について事務局説明をお願い

事務局（管理係長）	いたします。 それでは下水道使用料についてということでご説明をさせていただきます。資料は8ページをご覧ください。下水道使用料金表、現在の使用料金表を載せてございます。下水道使用料は、水道料金と一緒に徴収をしております。水道を使っている方は、水道の使用量がイコール汚水量ということで請求をさせていただいております。自家水道水を使っている方は世帯の人数に換算して汚水量というものを出して、それに基づいて計算して徴収をさせていただきます。大田原市は現在、2ヶ月毎の請求になり、2ヶ月で20立方までは一律料金で税込2,750円になっております。大体4人世帯でいいますと、60立方ぐらいの汚水量になりますので、2ヶ月で9,000円弱ぐらいとなっております。 続きまして資料9ページでございます。この表は、大田原市の契約者の使用量の分布割合です。大体1人とか2人世帯の方になりますが、2ヶ月で使用量が0立方から20立方の割合は全体の38.1%、下の3人から4人世帯の21立方から60立方は、44.4%となっており、この2つの層だけで全体の8割を超えています。100立方を超える層の使用料を上げたとしても、あまり収納額は変わりません。基本料金から100立方までの層が、使用者数が固まっている層ですので、この層の単価設定が非常に大事になります。今、全国的に改定が始まっており、基本料金などを上げることで、電気代の高騰などの経済状況や人口減少に左右されない強い使用料体系を設定している傾向にあります。 続きまして資料10ページでございます。栃木県内で1カ月20立方を使用した場合の使用料の比較になります。緑色のところが、改定が実際に行われた市町です。大田原市は真ん中に位置しています。なお、1ヶ月20立方で比較したものになりますが、下水道使用料、水道料金もそうですが、このような表にして、よく料金が高い安いと比べられますが、下水道、水道は、地形の問題、整備した背景や、人口密度によって、使用料の体系が大きく変わってきます。単純に使用立法だけで並べると、高い安いとなりますが、同規模団体と比較しなければ意味をなさないものと思われます。また、比較する使用量によっても順位は変わりますので、一概に高い安いというのがいかなものかご理解ください。前回、13%の改定という表で出てきて、その話が1人歩きしてしまいましたが、今、改定している市町村は、10%か25%ぐらいのアップ率で改定をしている状況です。おおむね、2か月で20立方あたり3,000円程度の改定が行われている傾向にあります。 続きまして資料11ページでございます。1ヶ月20立方では、大田原市が真ん中でしたが、2ヶ月で20立方や、2ヶ月で60立方など、使う量に
------------------	--

	よって比較すると順位が変わってくるという意味合いで載せてございます。例えば、特徴あるところでは2ヶ月20立方で見ると、高い金額で上位に入っていますけど、2ヶ月60立方で見ると、安い金額になっています。これは、その使用料体系の設定によって、その市町の特徴が出すことができるからであります。これも比較対象とする使用量によって順位は変わってきますので、高い安いというのは何に比べて高い安いって言われているのか、という疑問がありますが、一律並べますとこういうような料金順位になってございます。 続きまして資料12ページでございます。直近で料金改定した市町の状況です。主に答申書の改定理由のとおり、使用料で経費がまかなえずに一般会計の補助に依存しているため、経費回収率を向上するものですという内容です。やはり、污水处理費が使用料で賄うことができないので一般会計からの補助金を補填して運営している状況ということで、どこも同じような改定理由になっております。改定率は経費回収率を100%に近づけるものとなっております。10%から25%内での改定でありまして、平均の改定率は、使用量に応じて改定率の高低があります。また一律で同じ増加率にするやり方もあります。 大田原市が単純に一律の改定率で使用料を10%、15%、20%で改定した場合の目安を載せました。なお、目安ですので、料金体系の設定により前後します。この数字のとおりにはなりませんのでご承知おきください。令和4年度の経費回収率が88.74%で、改善するために10%上げると、例えば、単身世帯の場合、2カ月で300円ほど増加することになります。前回の資料で13%増加との記載をしましたのは、おおむね経費回収率100%に近づける数値であります。2か月で、300円ほどの増加から数千円の増加となりまして、驚くほど増加するものではないと思われます。これは、使用者が負担するべき分であり、もうけ分を加えずに、ギリギリの改定を行った場合のものです。
鶴巣議長	ありがとうございました。説明が終わりましたけども質疑ありましたらお願いいたします。
委員	説明ありがとうございます。今の表で〇〇市は10%の場合2人家族3人家族4人家族とありますが、それぞれ改定率がこのようにきめ細かくなっていますが大田原市の場合も平均10%の場合は、2人家族3人家族それぞれどのように考えているのでしょうか。
事務局（管理係長）	今後の審議会の協議内容になると思いますが、事務局としては審議会での

	要請を受けて、例えば、4人世帯の人がどれくらい上がるとか、色々なシミュレーション資料を用意して、審議を進めていければと考えてございます。
鴫巣議長	はい、どうぞ。
委員	一点ですね前回の審議会で13%という数字が出まして、決して独り歩きしているとは思っておりません。行政側の適正な提言だと思いました。それで12ページですが下の段の表で10%、15%増の説明がありましたけれども、これから見ると、やっぱりこの13%増でちょうど100%になるというような考え方でよろしいでしょうか。
事務局（管理係長）	それは、次回以降でお話したい内容になるのですが、・・・
委員	次回で結構です、先走ってしまってすいません。
鴫巣議長	他ございますか。どうぞ。
委員	12ページのこのページについてお伺いしますけれども、各市町で改定を行っていて改定率を見ていくと、〇〇市は24%改定だと先ほどご説明がありましたけれども、大体単身から世帯員の構成員が多くなるにつれて、改定率が下がっていくところが多いような気がするのですが、〇〇市だけ2人世帯がガクンと改定率が下がっていて、と思いきや3人4人のところは上げているっていうのは、これはわかる範囲でいいのですけれど、どのような考え方で改定をされたのでしょうか。
事務局（管理係長）	〇〇市に確認してみないとわからないのですが、同じように、〇〇市の審議会に資料を提供して協議したものだと思われます。大田原市と〇〇市とでは、使用者の分布、契約者数が異なると思いますので、〇〇市の単価表にあてはめてもまったく違うものになります。2人世帯が多いとか3人世帯が多いので、その辺の負担を和らげてあげようとか、そういった戦略があったのでしょうか。また、〇〇市の特徴は、大口使用者の単価を上げていないのですね。大田原市も逡増（ていぞう）型で大口の人が大きく負担しております。使用料は、使用世帯数で割れば世帯当たりの単価は出ますので、それを負担してもらえば、一律の金額でいいのですが、やはりそういうわけにいきませんので、排水量が少ない人が少なく負担して、多いところは高単価という体系になっております。その辺も設定によって決められればと思っております。ただ、すみません、〇〇市の設定した改定単価の経緯は、調べてなくて申し訳

	ありませんが、わかりません。
委員	もう一つよろしいでしょうか。世帯の中の人数ですけれども、例えば2人世帯がいて、子供が生まれたら、下水道使用料は、すぐ3人世帯っていう数え方をするのですか。
事務局（管理係長）	記載の人数は、一人当たりの平均使用量でおおむね何人世帯かという想定で入れたものです。水道の使用量イコール汚水量になりますので、水道使用者の場合は、実人数の把握はしておりませんが、井戸を使っている世帯は人数の把握が必要となります。（補足：世帯数は自己申告制で登録しており、大人も乳幼児も1人換算となります。）
鵜巢議長	はい、どうぞ。
委員	8ページとですね12ページに関してなんですけど次回の議論になるのかというところもあるのですが、改定について、一律か使用量によって変えるかっていうところがあるかと思います。この8ページの料金ですけど、電気料と同じように累進で使っている人の方が多くなるような料金体系かなと読み取れるのですが、超過水量の汚水量が、過去の審議会において相当に議論をされて、これになっているとすれば、今回の審議会の中でこのところまで見直しをしていくのか、単に超過料金の金額を上げるのかどうかというところも検討する必要があるのだらうと思うのですね。現在の使用料の層については、相当議論されていて、言い過ぎかもしれませんが、使用者に理解していただいている、ある程度定着しているっていうふうに考えていくべきものなのか、ちょっとそういったところ事務局のお考えがあれば、お聞かせください。
事務局（管理係長）	はい、9ページの表になりますが、この表で大田原市の傾向が出ております。（分布割合によって、どこの単価を変えると総収入に影響が出るのかわかると思います。）。例えば21立方から60立方の部分で、21立方から40、41立方から60と細分化して単価をそれぞれ改定する、そういったことをしても、それほど大きな収入増にはなりません。あとは、たとえば子育て世帯、その世帯負担を和らげようとか、そういったことは色々と考えて、ある程度設定ができます。なお、平成26年度に審議会をやりましたが、その時に超過料金の体系を重点的に議論し、設定したというような記録は残っておりませんので、改定シミュレーションによって、使用量による負担増の傾向を見て、このあたりが妥当かという議論を行っていただくことになるかと

委員	思います。 この辺は次回の議論になりますかね。すいません。ただ時間も回数も決まっているので、ここまで動かすという事務局の考えもあるとすれば、ちょっとまた議論が長引くかと思いました。事務局としてはね、超過料金の水量のところを動かさないで、もう現在のものが基準で考えていくという方針かどうかを、この場である程度確認しておかないと先へ進めないと思ってお聞きしました。次回の議論でもよろしいですけど、失礼しました。
事務局（管理係長）	○委員のおっしゃる通り、超過料金の汚水量を細分化する、体系を変える、という議論を始めますと、何日もかかると思います。細分化しても使用料収入が大きく変わるというわけではございません。肝は基本水量と基本料金になります。基本水量分を無しにして、超過分の金額を設定する、そういう考えもあります。基本料金と基本水量を変えることで、大きく変わります。60立方から100、100立方から200までの料金単価を例えば160円とか170円にしたところで、それほど大きく変わりません。要は、分布が多い層の単価である0立方から20、20立方から60の単価を変えていくような改定案が一番わかりやすい（収入を増やしやすい）ところなのかなと思います。200立方を超えるところとか、100立方から200までの単価を値上げしても、あまり大きく変わらないと思います。
鶴巣議長	次の方、どうぞ。
委員	8ページの料金ですね。20立方までが2,750円ということで10ページにある、大田原市の水道料金は、13番目ということで真ん中に位置するというので、そんなに高くないというような表現というか、表示になっているわけですがけれども、私も栃木県に大田原に来たときに、大田原は水道料金が高いよというイメージっていうか、そういうことを聞きました。 水道料金の決め方ですが、20立米までが2,750円という形で、例えば、世帯員数1人から2人あるいは3人から4人と9ページ以降にもありますし、あるいは2ヶ月分でこういう形になりますと11ページでは6番目ですよというような表現になっておりますけど、料金としては今、肝と言われた20立米まで2,750円、これで比較するのが水道料金なのですか。そこだけちょっとすいません、私知りたいのでお願いします。
事務局（管理係長）	すみません質問ですが、水道の話でしょうか、水道と下水道は別ものでありまして、水道だとまたちょっと話が変わってきてしまうのですが、資料は

委員	下水道の話になりますが、両方含めてという話でよろしいでしょうか。 今、説明があった中で、水道メーターの検針によって下水道排水量としますと書いてあるわけで、下水道料金も含まれています、という表現と私理解したものですから質問させていただきました。
事務局（管理係長）	わかりづらくて申し訳なかったです。記載の金額は、下水道使用料のみです。汚水を流すメーターが付いているわけではないので、水道を使用した量がイコール下水道の汚水量ということで料金の計算をしております。水道は、別の料金表がありまして、別に計算して請求しております。
委員	そうすると、１０ページの他市ところは、大田原と違う形での計算なのですか、そうではなく同じように皆さんやっているのですか。
事務局（管理係長）	これは、市町によっていろいろ違いがありますが、料金体系は、ほとんど考え方は一緒です。単価は市町村それぞれですが、概ね同じような計算で皆さんやってございます。この水道使用量イコール汚水量という考え方も皆さん一緒ですし、井戸を使っている方の人数換算など基本的な考え方は一緒です。料金単価の設定が市町によって違いますので、金額差が出てきております。
鶴巣議長	よろしいですか。その他ございますか。 これまで事務局から諮問事項の問題点の説明がありました。また他の市の改定状況あるいは使用料の説明についてもありました。繰り返しになりますが、この審議会では最終的には、諮問事項に対する答申書を作成することになります。委員の皆様それぞれ、いろんなご意見をお持ちだと思えますけれども、下水道事業を将来に繋げていくためにはある程度の使用料の値上げ、これはやむを得ないかなという私自身も感じております。ただ細部の細かい部分については、またいろいろ検討の余地があるかと思えます。一方ではですね、料金改定、これは市民生活に影響を及ぼすものでありますので非常に皆様にとっては慎重な審議をしていかなければならないと考えています。下水道事業の継続とそれから市民生活への影響、相反する部分をどう調整、整合性をとっていくかということになるかと思うのです。これから皆様のいろんな意見を集約した上での答申ということになるかと思えますのでよろしくお願いいたします。それでは今後の審議会どう進めていくか。何か事務局としての意見、あるいは提案がありましたらばお願いをいたします。

事務局（局長）	はい。私の方から今後の進め方の案ということで説明させていただきたいと思います。 現在、全国的に下水道使用料の改定が進んでおりますので、他市町の審議会の内容や答申書などを参考としまして今後の進行について提案させていただきます。 これまで下水道事業の問題点として、大きく３点の諮問事項の説明をさせていただきました。当審議会では最終的に会長おっしゃられましたように諮問事項に対する答申書を作成することになります。答申書には諮問事項の問題点１から３について意見を記載することになりますが、概ね資料１３ページの内容に加えて皆様の意見等を加味しまして、改定に至った答申案をまとめていきたいと考えております。資料の１３ページをお開きいただきたいと思います。諮問事項についての事務局の見解および答申に向けてということでございますけれども、これまで説明してきた内容と重複する部分もあるかと思っておりますので、かいつまんで説明させていただきます。 三つございまして、①一般会計補助金に依存する経営ということで、受益者負担の原則から逸脱しており他の行政活動費を減少させていることを意味しております。一般会計での話になりますけれども、市単独補助金のあり方が見直されている中で、下水道事業営業補助金についても同様に補助の見直しが必要であるとの要請を受けております。 二つ目でございますが、施設などの更新費用が増大、人口減少社会による収入減ということで、先ほど説明のありましたストックマネジメント計画に基づいて平準化をおこない、今後ますます管路の老朽化が進み更新費用が必要となってきます。また人口減少による収入減が徐々に影響を及ぼしてきますので今後は定期的な審議会を開催し、使用料の減少見込みと更新に必要な額のバランスについて情報を開示して審議することが必要であると考えております。 三つ目でございますが国の支援、国庫補助の体制の変化ということで、補助金の交付を継続するためには、国からの要請の通り少なくとも５年ごとに審議会での議論を行い、収支状況を見て経営改善に向け経費回収率の向上のロードマップを作成し、実行していくということが必要になるということでございます。以上のことから答申に向けては使用料の見直しは避けられないものかのご理解をお願いしたいと思います。そして皆様のご理解をいただきましたら、今後の流れにつきまして諮問事項に対する答申書作成することになりまして答申書には使用料の改定がやむを得ないと判断となった理由などを記載しまして、適正な使用料がどの程度なのかを選定し、付帯意見を添えるという記載内容が他市町の審議会の答申者の一般的な形式となっております。
---------	---

	す。 資料の１３ページの説明はここまでです。 また、今後の審議会では適正な使用料のあり方ということで、皆様のご理解をいただけましたら、算定方法などを具体的に何点かお示ししますので世帯数などに応じて値上げ幅がどの程度になるかなどを見ていただき、答申書に記載する、新使用料料金表を作成したいと考えております。 なお、使用料の改定につきましては、審議会で決定されたからではなくて、本市下水道事業が、審議会の答申書を参考として、適正な使用料を選定するものであり、議会および市民への説明を行ってまいりたいと考えております。その他、本市下水道事業としましては、使用料改定だけではなく引き続き課題への取り組みを進めてまいりたいと考えております。 資料の１４ページをお開きいただきたいと思います。施設の共同化の取り組みとしましては、農業集落排水事業の点在する３施設をこちらの黒羽の水処理センターに編入することを計画してございます。またストックマネジメント計画により、污水管および処理場の事前点検を行い、更新費用の効率化を図ってまいります。 収入の増加につきましては、未接続世帯へ住宅改造費の融資あっせん制度の案内等を継続して行ってまいります。支出の抑制でございますが、下水道事業費はほぼ固定費でありますので、大幅な削減は難しいところでございますけれども新規借入金を抑制することや返済方法の見直しを行ってまいりたいと考えております。 また、旧大田原市街地の公共下水道事業がほぼ完了しております。今後の更新や耐震化にこれからは重点を置きまして、費用対効果を考慮して、未普及地域の整備方針を検討してまいりたいと考えております。以上事務局の案ということで提示させていただきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
鴫巣議長	ありがとうございます。今、事務局から今後の審議会の進め方について提案がありましたけれども、これに対して皆様の方からご質問ご意見がありましたら、改めてお願いをいたします。はい、どうぞ。
委員	今１３ページについてご説明いただきました。もったもであると思いますが、７ページの説明のなかで、収支構造適正化に向けた取り組みの推進について、二つの下記のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象外となってしまうとあって、目標を立ててそれを達成して国庫補助が貰えると。そうすると、他のさっき水道料金、下水道使用料の話もありましたけれども、我々電気代とか他の公共料金を払っていて、いろいろなものが大体値上がり

	の傾向にある中ですから、できるだけ下げた方が良い訳ですが、受益者負担も当然ありますので、そうすると我々大田原市にとって何が一番良いかって考えますと、一番お金をかけないで国から補助金を貰えるギリギリのラインを探していった方が良いような気がするのです。国庫補助の交付要件のどこら辺が、例えばさっき100%を超えるとかっていう話がありましたけど、どこを狙っていくべきものなのかっていうのはわかりやすく説明できますか。
事務局（管理係長）	国庫補助を貰いつつ、市民負担をできるだけ抑えるギリギリのラインというお話でよろしいでしょうか。国庫補助の要件の中で、経費回収率を何%以上にしなさいという数字は出ておりますが、（補足：その数字はすでにクリアしております。）。今、問題となっているのは経費回収率の向上であり、使用料収入で負担すべき費用がまかなえていないということです。使用料収入でまかなうべき費用というのは、すべての費用のうち雨水処理費など公益的な役割に要する費用については公費負担分となるので、その分を差し引いた額となるということを前回説明しました。一般会計で負担することが認められている分まで使用料でまかなうということは、今のところやる必要はないと思いますので、現時点では、やはり1億円を解消するところになるのかと思います。
委員	加えてなんですが、これを見ていくと5年ごとに審議会を開催し適正な使用料のあり方を検討しなければならないとあるので、この5年ごとの審議会で、できるだけ小出しにしていっていった方が、大田原市としては、いいのかな、受益者負担のこと考えると相反してしまうのですが、そこら辺はどうお考えになりますか。
事務局（管理係長）	今のお話は、使用料でまかなえていない1億円を一度で解消するのではなくて、小出しでやっていこうという意味でしょうか。
委員	国庫補助が頂ける範囲内ということです。
事務局（管理係長）	前回、使用料でまかなえていない1億円を解消したら終わりというわけではなく、建設改良費や借金の返済に使用するお金も不足しており、この不足分は、減価償却費などの現金の支出がないものを内部に貯めたもので補っています、という説明をしました。いずれは、この資金的収支の不足分も解消していかなくてはなりません。さらにもう少し言うと、基準「内」繰入金の中には、経営の改善がなされれば、増加した収入分が基準「外」繰入金

	になってしまうお金も中に入っております（補足：分流式に要した経費）。これから、市民に説明していかななくてはならないのですが、使用料改定の検討は、長い年月をかけて、一般会計の補助金を基準内繰入金だけにしていくというのが最終段階になるものです。何とかご理解いただいて、まずは約１億円の解消をやらなければ、先に進めないということになるのかと思います。
鵜巢議長	その他ございますか。
委員	とてもよくわかりました。それで１億円っていう数字にするためには、約何％上げればというのが１３％っていうことだったのでしょうか。
事務局（管理係長）	令和４年度決算額で言いますと、使用料が６億８，０００万円の収入があって、使用料でまかなうべき費用が７億６，０００万円なので、これで見れば１３％の改定をすれば１億円を解消できます、という前回の資料でした。下水道や水道の費用は固定費ということをお話しましたが、ほぼ電気代以外は、処理する汚水量が増えようと経費は一緒になります。ですので、使用料でまかなうべき費用はあまり変わりません。色々なシミュレーションはもちろん必要ですので経費についても計算しますが、どの時点で見ても大体この数字と大きく変わらず、１３％という数字は大きくは変わりません。
委員	ありがとうございます。やはり値上げはしょうがないのかなと思います。共有財産として、次の世代に未来にツケを回さないという考え方で、今私達がこれだけ値上げをしていけば何とか国庫補助もいただけるという段階であれば、私は仕方がないのかなって思います。以上です。
鵜巢議長	その他ございますか。今いろいろご意見出ましたけども、使用料の改定そのものについては、ご理解をいただけたということでよろしいでしょうか。具体的に内容をどういう形で詰めていくかっていうのは今後の議論の中になります。 ２０立方っていうのを一つの基準にするとか、あるいはもう少し細かにしたらいいかとかいろいろご意見が出てくるかと思います。いずれにしても、ただいまご質問等については、使用料の見直しの方に若干話が飛んでいっているようですので、これからはですね使用料の改定の考え方、あるいは市民生活に与える影響、こういったものの説明を聞きまして議論を進めていきたいと思っています。そして最終的にはですね、適正な使用料のあり方について答申案にまとめることということになりますので皆様の積極的なご意見をお願いしたいと思っています。では早速、適正な使用料について事務局の説明をお

事務局（管理係長）	願いたします。 ご理解をいただきまして誠にありがとうございます。適正な使用料については、本来であれば、儲けについても原価計算の中に入れて計算していくということが国では議論されておりますが、委員の皆様おっしゃった通り、本当にいろんなところを脅かすことなく、市民の方の負担をなるべく減らすような、ギリギリのラインのところで、改定ができればと考えてございますので、ご協力をお願いしたいと思います。 資料ですが15ページと、A3の資料をご覧ください。適正な使用料を考えていく中で、ある程度将来の見込みというのは、もちろん考える必要があると思います。使用料の改定が無かったら下水道事業の財政がどのように進んでいくのかという計画がこの資料になってございます。 青いラインが使用料収入の見込みです。先ほど人口減少の問題のお話をしましたが、下水道区域は、契約者のところが大きく人が減るといような区域のところではありませんが、緩やかに減少していくのは間違いありませんので、令和11年ごろには今から1,000万ぐらい収入が落ちてしまうのかなというような推計値になってございます。次に緑色のラインで営業費用になります。再三言っておりますが、水道、下水道は、ほぼ固定費ということで決まってしまうので、大きな増減は見込めないのですが、令和6年度に金額が大きくなっています。これは流域下水道維持管理負担金の影響です。大田原市は那須塩原市と栃木県とで流域下水道計画というのがありまして、終末の処理場が宇田川にあります北那須浄化センターに、大田原市と那須塩原市の大半の污水が集まり処理をしております。その維持管理費を負担金という形で2市が支払っております。3億円ほどの負担金を年間支払っていて、その負担金が上がっております。大きな施設ですので電気代が非常にかかりますし、管理業務の労務単価が上がっております。また、資材単価も上がっておりして、そういった経費が上がっている影響を受けております。そのほかは、ほぼ変わらない金額で推移する見込みになってございます。 下段緑色のライン、建設改良費というのがありますが、これが工事費用です。これも先ほど局長の方からお話ありましたが、公共下水道の整備の方がほぼ終わりましたので、今後は、更新や耐震化が重点になってきます。ストックマネジメント計画の時に話しましたが、現在、診断カメラを入れて污水管の中を見て、診断結果をどんどん積み上げている状況で、その診断結果に基づいて、これから更新をする計画になっております。それが12年度ごろから始まります。もちろん、更新は污水管だけではなく、マンホールポンプや処理場の電気設備の更新も始まっております。また、3つある農業集落排水施設を停止して黒羽水処理センターに統合する計画がありますが、施設を
------------------	--

	停止して黒羽水処理センターに流すには新たな污水管を整備する必要がありますので、その費用も見込んで入れてございます。表の下の方に、現預金残高という箇所があります。これは内部留保のお金になり、現在4億円程ありますが、費用はほぼ同じ金額でも、何もしなければ残高は、どんどん減ってしまう状況になりますので、こういったところからも経費回収率100%に近づけるために、10%、13%ぐらいの改定をする必要があると見込んでおります。 また、使用料改定のお話を進めていく中で、算定期間を設定する必要があります。大体経済状況の変化など長い期間を設定してしまいますと、想定していない要素が入ってきてしまい、実際とかけ離れてしまいます。3年から5年間で目安になると言われておりますので、大田原市では令和7年度から令和11年度の見込みということで設定をさせていただきました。この算定期間は、これから審議会と経営戦略を一体化して、同じ算定期間として考えていきます。審議会を開いて経営戦略を見直し、また5年が経過したら、審議会を開いて経営戦略を見直すというような一体化でやっていこうと考えております。 不足額の平均は1億700万円ほどとなります。収入が下がっていく見込みになりますので、13%から15%の改定をすれば、経費回収率が100%に近づけて、一般会計の負担も減りつつ、国庫補助も貰いつつ、一番良い改定率になると考えてございます。以上でございます。
鶴巣議長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたけれども、ご質問ご意見ございますか。
委員	A3の投資財政計画、これで令和10年と12年15年これの単年度現金収支がプラスになっているのですが、これ何でなんですか。
事務局（管理係長）	単年度現金収支ですが、公営企業会計はプラスマイナスの作用が、現金が出たり入ったりという経理だけではなくて、それ以外でもプラスマイナスの作用が生じるというような経理が発生します。そういうものが作用して、建設改良費など（資本的収支差額の補てん）によって、現金差額が出ているということになります。（補足：年度ごとの建設改良費や借入金の返済額などの多い少ないで内部の現金収支が変わります。）
鶴巣議長	よろしいでしょうか。他にございますか。 本日いろいろ説明がありましたが、そのまとめということで、改めて事務局から説明をお願いいたします。

事務局（管理係長）	本日のまとめですが資料17ページの通りでございます。使用料収入不足によって複数の問題が顕在化してきております。下水道事業は欠かすことができないインフラ事業であるため、継続するためには、経営の安定化が必要になります。一般会計からは公費負担分を超過した補助金の補填を受けており、受益者負担の原則から使用料の改定は必要であると考えられます。 また、国の支援体制が経営改善を実施する事業体を積極的に支援する流れになっており、国庫補助金を確保する点からも、使用料の改定は避けられない時期に来ております。将来に向けて下水道事業が継続するためにはやむを得ないものをご理解をお願いしたいと存じます。市民の皆様には、下水道事業の役割とか受益者負担分が不足しているという経営状況などをホームページや広報などにより周知活動を行ってまいります。なお今後は、使用料の改定だけではなく、経費削減や新たな収入の増加などに取り組み、5年を目安に定期的に審議会を開催し、適正な使用料のあり方を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
鵜巢議長	ありがとうございました。特にご質問等ありませんね。はい、どうぞ。
事務局（局長）	最後に申し訳ありませんが、企業会計という内容がなかなか難しいところがございます。皆さんモヤモヤした部分があるかと思いましたので、一つだけお話をさせていただきます。先ほど土屋係長から色々資料を説明させていただきましたが、基本的に企業会計というのは財布が三つございます。一つ目のサイフが収益的収入および支出で、二つ目のサイフが、資本的収入および支出、そして三つ目の財布が内部留保資金でございます。2ページの表だと、収益的収支の中で必ず利益を出しまして、2段目の一番右の利益2億円を使って資本的収支の中で工事を実施するという内容になっております。それでも足りない場合には、三つ目のサイフの内部留保資金からお金を補いまして資本的収支の工事を実施するという内容になっております。基準外の1億円を捻出するために皆様方にご理解いただいて使用料の値上げというものを今後審議していただければと思いますので、最後に補足させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。
鵜巢議長	はい、それでは、会議次第最後になりますけども、次回の検討の資料として、適正な使用料に向けての算定方法、あるいはいくつか具体的な案を事務局から出していただけますか。
事務局（管理係長）	はい、用意します。

鴫巣議長	それに基づいて大田原市の使用料どういう形でやっていくかということで議論していきたいと思います。それぞれ皆さんいろんなご意見を持っているかと思うので、全部そこで吐き出していただいでですね、最終的な見直し案というような形に持ってきてきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局は資料の方お願いいたします。
事務局（管理係長）	わかりました。改定シミュレーションから適正な改定案ということで、そういったものを用意したいと思います。あとはできれば答申案も作りまして見ていただくというような作業をしていきたいと考えてございます。
鴫巣議長	それでは次回の開催について事務局からお願いをいたします。
事務局（局長）	次回第3回審議会につきましては、8月22日木曜日午後1時半から会場は本庁舎の1階の101会議室の方になりますので、これまでとは違う会場になりますのでご注意ください。本日以降にご意見や疑問等があった際には、遠慮なく上下水道課の方にご連絡をお願いしたいと思います。連絡先担当者名は、会議次第に記載がございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
鴫巣議長	繰り返しになりますが、次回第3回の審議会8月22日木曜日午後1時半ということで、会場が若干変更になりますのでご注意ください。それから欠席の場合は、必ず事務局の方に一報を入れてください。会議の定足数の問題がありますので、よろしくお願いいたします。以上で本日予定されました議題については全て終了しましたので事務局にお返しをいたします。
事務局（局長）	鴫巣会長におかれましては滞りなく議事進行いただき誠にありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては改めて通知を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして第2回大田原市下水道使用料等審議会を閉会とさせていただきます。 長い時間のご審議、誠にありがとうございました。